

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは、**生活保護**について説明したものです。

生活保護を必要とする可能性は、どなたにもあることです。

わからないことや相談のある方は、遠慮なくお問い合わせください。

ちのしふくしじむしょ ちのしやくしょしゃかいふくしかない
茅野市福祉事務所（茅野市役所社会福祉課内）

でんわ 電話0266-72-2101（代表）

ないせん 内線317・318

はじめに

私たちは、病気やけが、失業などいろいろな事情で、生活のやりくりができなくなってしまうことがあります。このようなとき、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、その状況や程度に応じて、国の決めた基準に基づいて生活費や医療費などを援助し、再びご自分の力で、または他の方法で生活できるようになるまで援助する制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。遠慮なくご相談ください。
福祉事務所では、お聞きした内容についての秘密を守ります。



生活保護を利用するには

- 生活保護は次のものを活用してもなお、生活に困る場合に利用できます。
- 1 働くことが可能な方は、能力に応じて働いてください。
ただし、病気や障害などの理由で働けない方は、治療を優先します。
 - 2 利用できる資産（預貯金や生命保険の解約、処分価値が大きい不動産、貴金属、自動車、オートバイ（総排気量125CCを超えるもの）がある場合、まずは処分して生活のために活用してください。
- ※ただし、個別の事情によっては保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

▶資産の保有の条件

土地・家屋	処分価値が小さい、居住用であるなどの場合は、保有を認められることがあります。
自動車 オートバイ (125CCを超えるもの)	障害のある方または公共交通機関の利用が著しく困難であるなど 通院・通勤に特別な事情がある場合や早期の自立が見込まれる場合には、例外的に保有が認められることがありますが、原則として、通勤・ 通院以外の日常生活の便利に使用することは認められません。 また、他人名義の自動車（レンタカー含む）やオートバイを使用することもできません。
オートバイ (125CC以下)	総排気量125CC以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な使途などを確認したうえで保有が認められる場合があります。
生命保険 学資保険	保険金額、保険料及び解約返戻金が少額であるなどの場合は、条件を付して保有を認めることができます。

詳しくは、地区担当員にご確認ください。

- 3 生活保護以外の制度が活用できる方は、それらを優先してください。
 (各種年金、各種手当、医療助成、雇用保険、傷病手当など)
- 4 親子、兄弟姉妹などの扶養義務者に困っていることを相談し、援助を受けることができるときはそれを優先してください。なお、扶養義務者がいるからといって生活保護を受給できないということはありません。また、「扶養が期待できる」と判断した親族に照会を行いますが、DV(家庭内暴力)や虐待、親族関係に特別な事情がある場合は配慮しますので、事前にご相談ください。



生活保護利用までの流れ

生活保護の相談・申請ではお話を聞きする時間や制度の説明をする時間をいただきますので、時間に余裕をもってお越しください。みなさんの問題解決のため、お手伝いします。

相談

現在のお困りごとや生活の状況をお聞きしたり、生活保護制度や生活保護以外に活用できる制度について説明します。

相談は来所だけでなく、電話での相談も受け付けています。

相談内容や個人の秘密は堅く守ります。安心してお話し下さい。



申請

生活保護の申請を希望される場合は、申請書類を提出してください。

申請は、原則として本人か同居の親族または扶養義務者です。

ただし、緊急の状態があるときには、福祉事務所長の判断で保護を行う場合があります。



調査

生活保護の申請後、家庭訪問や生活保護受給要件の確認、調査を行い、生活保護が利用できるかどうかを福祉事務所内で審査します。

審査

決定

審査の結果(保護の決定)については、申請のあった日から14日以内(調査などに時間を要した場合には最長で30日以内)に決定し、文書で通知します。

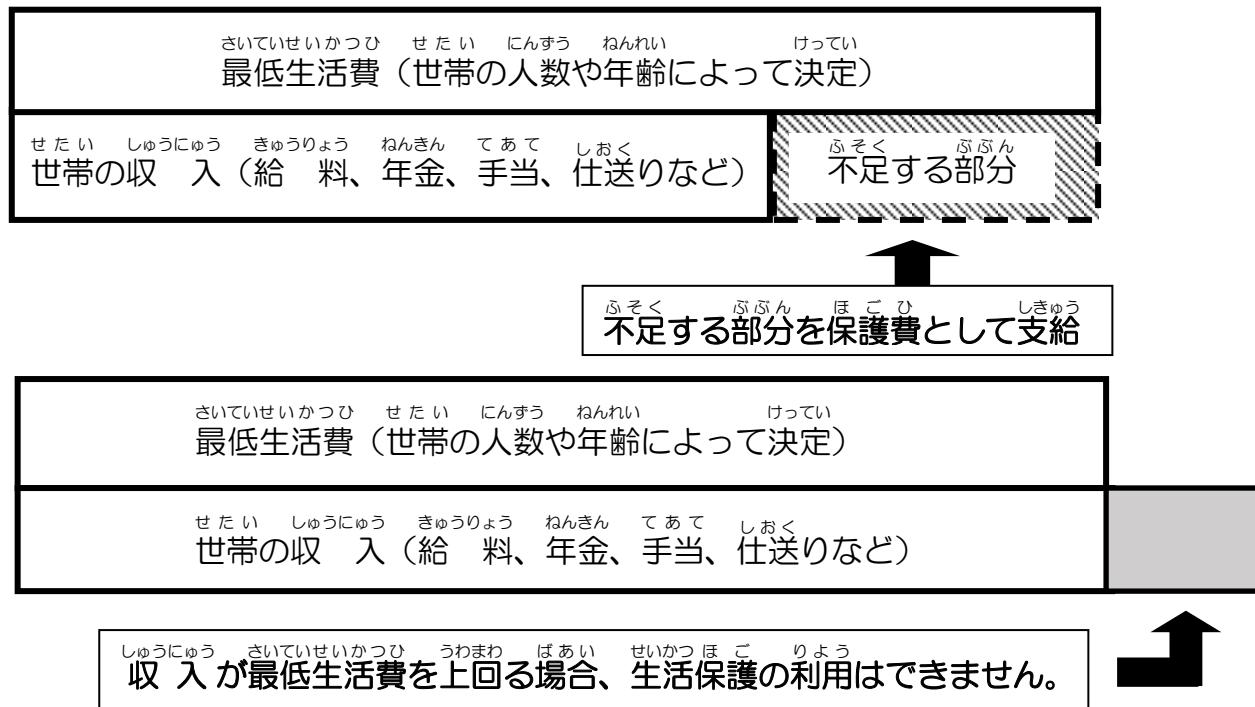
※福祉事務所が決定した内容に不服のある場合は、通知を知った日の翌日から3か月以内に長野県知事に対し不服申し立てを行なうことができます。

※暴力団員は、保護の要件を満たさないため、生活保護は受けられません。

生活保護のしくみ

一緒に生活しているすべての方を一つの世帯として、世帯の「最低生活費」と「全ての収入」を比べて生活保護を決定します。

住民票や戸籍が別であっても、一緒に生活をしていれば一つの世帯であると判断されます。



世帯全体の収入が、最低生活費よりも不足する部分を保護費として支給します。世帯全体の収入が、最低生活費よりも多いときは生活保護の利用はできません。

最低生活費とは、それぞれの世帯の状況に応じて、国が決めている保護基準をもとに計算されます。

収入とは、あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当、親族等からの援助(仕送りや扶養金)など、世帯の収入を全て計算したものです。

★届出を適正に行えば、次のような取扱いが受けられます。

・働いて得た収入に対しては、収入から一定の控除が認められます。

基礎控除：就労収入がある場合、給与額に応じて一定の金額が控除される場合があります。

未成年者控除：未成年者が就労した場合、基礎控除の他に一定の金額が控除される場合があります。

その他の必要経費：社会保険料、所得税、交通費などの必要経費が控除される場合があります。

・高校生のアルバイト収入については、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・

専門学校への進学費用など自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いができる場合があります。

・その他、自立更生のために充てられると認められるものについても収入として認定しない取り扱いが出来る場合があります。

ほ ご ひ しゅるい
▶保護費の種類

せいかつ ほ ご い か しゅるい ふじょ ひつよう ふじょ う 生活保護は以下の8種類の扶助があり、必要な扶助が受けられます。

せいかつ ふじょ 生活扶助	しょくひ いりょうひ こうねつすいひ にちじょうせいかつ ひつよう ひよう 食費、衣料費、光熱水費などの日常生活に必要な費用
じゅうたく ふじょ 住宅扶助	やちん ちたい じゅうきょ かん ひよう きょうえきひ かんりひ たいしう 家賃、地代など住居に関する費用（共益費や管理費は対象になりません）
きょういく ふじょ 教育扶助	ぎ む きょういく ひつよう がくようひんたい きゅうしょくひ きょうざいひ ひよう 義務教育に必要な学用品代、給食費、教材費などの費用
いりょう ふじょ 医療扶助	ひょうき ちりょう くすり しょぼう ひよう 病気やけがの治療やお薬の処方にかかる費用
かいご ふじょ 介護扶助	かいごほけん う ひよう 介護保険サービスを受けるための費用
しゅっさん ふじょ 出産扶助	しゅっさん ひつよう ひよう 出産に必要な費用
せいぎょう ふじょ 生業扶助	こうどうがっこう こうとうせんもんがっこう しゅうがくひよう しゅうろう ぎじゅつ しかく み 高等学校や高等専門学校などの就学費用や就労のために技術や資格を身につけるための費用
そうさい ふじょ 葬祭扶助	そうぎ ひつよう ひよう 葬儀に必要な費用

りんじてき ひよう ひつよう ぱあい いちじふじよひ しきゅう ひつよう
臨時に費用が必要になった場合、一時扶助費が支給される場合があります。必要となった
ふくしじむしょ そだん
ときはすぐに福祉事務所に相談してください。

いちじふじよ れい
一時扶助の例

ひふくひ 被服費	ふとん ひふく しんせいじひふく にゅういんじ ねまき じょうじしきんじょうたい かんじゅ 布団、被服、新生児被服、入院時の寝巻、常時失禁状態にある患者 ひつよう かみ などが必要とする紙おむつなど
いそうひ 移送費	つういんじ ひつよう こうつうひ てんきょ ともな かざいどうぐ うんばんひ 通院時に必要な交通費や転居に伴う家財道具の運搬費 つういんじ こうきょうこうつうきかん りょう ふかのう いしおよびふくしじむしょ みと (通院時に公共交通機関の利用が不可能と医師及福祉事務所が認 はあい りょう みと ぱあい めた場合、タクシー利用が認められる場合があります)
ちりょうざいりょうひ 治療材料費	ほこうほじょつえ メガネやコレセット、歩行補助杖など
かぐじゅうきひ 家具什器費	ほこかいじじ てんきょじとうふく ひつよう すいじょうぐ しょっき れいたんぼう きぐ 保護開始時など(転居時等含む)に必要な炊事用具、食器、冷暖房器具 とう はあい (エアコン等)などがない場合
じゅうたく いじひ 住宅維持費	きょうじゅう かおく しゅううり ほしゅう ひつよう ひよう 居住する家屋の修理や補修に必要な費用
てんきょひよう 転居費用	てんきょ ひつよう しききん ひよう 転居に必要な敷金などの費用
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金	しょう ちゅうがく にゅうがく さい ひつよう ひよう 小・中学校に入学する際に必要な費用
こうとうがくこうとうしゅうがくひ 高等学校等就学費	こうとうがくこうしゅうがく ひつよう ひよう きょうざいひ じゅぎょうりょう つうがくこうつうひ 高等学校就学に必要な費用(教材費、授業料、通学交通費など)
しゅうしょくしたくひ 就職支度費	しゅうしょく ひつよう いるい はきもの 就職のために必要とする衣類、履物など

かくふじょ き じょうけん きじゅん げんどうく ほ ご ひ しゅりう かのう ぱあい
※各扶助にはそれぞれの決まり(条件)や基準(限度額)があります。保護費の支給が可能な場合
そだん
がありますのでご相談ください。

!
 ほ ご ひ もくとき しょう
保護費は目的のとおりに使用してください。
 じゅうたく ふじょ やちん きょういく ふじょ きゅうしょくひ しら あ
**住宅扶助(家賃など)や教育扶助(給食費など)などは、それぞれの支払いに充てるこ
とを目的として支給しますので、ほかの用途に充てることは認められません。**

けんり きむ 権利と義務

《権利》 生活保護を利用する方には、次の権利が保障されています。

- 1 正当な理由なく、保護費を減らされたり、生活保護が利用できなくなることはありません。
- 2 生活保護法により支給されたものに対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはできません。
- 3 生活保護の決定内容に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に、長野県知事に対して審査請求することができます。

《義務》 生活保護の利用中は、次のことを守ってください。

- 1 生活向上に向けた努力をする
 - ・働くことができる方は、能力に応じて働いて収入を得ることができますよう努めてください。
 - ・病気やけがで働くことができない方は病院を受診し、治療に専念してください。
 - ・生活状況や健康状況を把握するために地区担当員が定期的に家庭訪問を行います。困っていることや心配なことがあつたら相談してください。また、生活の維持向上のため生活保護の目的達成のために必要なときには、指示・指導を行うことがありますので、その指示・指導を守ってください。福祉事務所からの指示・指導は制度を利用する方の自由を尊重し、最小限度の範囲で行われます。指示・指導は強制するものではありませんが、正当な理由がなく、指示・指導を守れないときには、保護の変更や停止、廃止があります。
 - ・生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

- 2 保護費を正確に決定するため、必ず届出をしてください。

► 収入について

金額にかかわらず世帯全員の収入金額がわかる書類を添えて、届出をしてください。

① 働いて収入を得たとき

- ・給料、賞与など明細書を添付して毎月届出をしてください。
- ・高校生のアルバイト収入も届出が必要です。

② 仕事以外の収入を得たとき

- ・年金や各種手当、雇用保険などを受給するようになったときや金額が変わったとき、仕送りや養育費、相続などの収入があったとき。

③ 臨時的な収入があったとき

- ・生命保険などの給付金(解約返戻金含む)、債務整理の過払い金、交通事故の慰謝料、保証金、フリマアプリ、インターネット配信を通じて収入を得た場合やキャッシング、カードローンを含む借金、宝くじや競馬などの当選金、外国為替取引や仮想通貨取引による利益も申告対象です。

►世帯構成などに変化があったとき

- ・転入や転出、出生、死亡など世帯の人数が変わるとき

►生活状況について変化があったとき

- ・入学、退学、休学、卒業、入院、退院、事故、結婚、妊娠、離婚など
- ・住所が変わるとき（転居については必ず事前に相談してください。）
- ・長期間自宅を留守にするとき
- ・家賃・地代などが変わるとき
- ・就職や離職するとき
- ・勤め先から健康保険証をもらった、返した、内容の変更があったとき
- ・ほかの制度（障害者手帳、自立支援医療、指定難病特定受給者証）など新たに取得したときや内容が変更になったとき

►資産の申告について

- ・自動車、不動産、相続財産など資産を得たときや処分したときなど、資産状況に変化があったときはすみやかに届出が必要です。
- ※資産の有無にかかわらず少なくとも年1回の申告が必要です。

生活保護費の返還について

保護費の返還を求められた場合、すみやかに返還をしてください。

①活用できる資産がありながら生活保護を受けた場合

さし迫った事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、支給された保護費（医療費なども含む）をすみやかに返還しなければなりません。

②不正受給の費用徴収

生活保護申請、届出や申告の内容に偽りがあった場合など、不正に保護を受けたときは、保護費を返還しなければなりません。また、返還額が加算されたり、法律によって罰せられることがあります。

③病院への入院や施設への入所により生活状況が変わったとき

④保護費の支給後に、収入が増えたことがわかったとき

いりょうきかん じゅしん 医療機関を受診するとき



せいかつほ ご かいし 生活保護が開始されると、国民健康保険証や後期高齢者医療保険証は使えなくなりますので、
しやくしょ へんかん 市役所に返還してもらいます。そのため、生活保護法で指定されている医療機関を受診していただことになります。

じゅしん さい 受診の際には、医療機関に医療券の提示、薬が処方される場合は調剤券の提示が必要となりますので、受診前に地区担当員へ連絡をしてください。

(社会保険に加入している方は、これまでどおり健康保険証を使用しますので、福祉事務所へ届出してください。また、新たに社会保険へ加入した場合や退職により保険証を返還した場合、保険証の内容に変更があった場合にもすぐに届出をしてください。)

- おな びょうき 同じ病気やけがで2か所以上の医療機関にかかることは、原則として認められません。
- ちのしない 茅野市内(できるだけ近く)の医療機関を受診してください。
- しがい ひょういん 市外の病院に通院する場合は地区担当員に相談してください。
- いりょうきかん しょぼう 医療機関から処方される医薬品は、原則として後発医薬品(ジェネリック医薬品)となります。
- いし ちりょうざいりょう 医師からメガネやコレセットなどの治療材料が必要と指示があった場合は、作成前に地区担当員へ連絡してください。
- きゅうひょう うけつけ 急病などで医療機関を受診するときは、受付で「生活保護を受けている」ことを伝え、受診後、必ず福祉事務所に連絡をしてください。
- せじゅつ まきほう 施術(柔道整復、あん摩、マッサージ、はり、きゅう)を希望する場合は、受診する前に必ず福祉事務所に相談してください。

ほ ご ひ しきゅう 保護費の支給について

ま い つ き い つ か
▶生活保護の支給日は毎月5日です。

いつか ど にち ただし、5日が土・日、祝日の場合は、前日の金融機関営業日になります。



▶受け取り方

げんそく しょかい 原則として、初回のみ福祉事務所(茅野市役所社会福祉課13番の窓口)で現金での支払いとなります。しかし、このようにして受け取る場合は、2回目以降は印鑑が必要です。

せいかつほ ごりようちゅう しえん 生活保護利用中の支援

ふくしきじむしょ せいかつほ こ かいし せいかつ い じ こうじょう はか じりつ せいかつ 福祉事務所では生活保護が開始されると、生活の維持・向上を図り、自立した生活がおくられるよう地区担当員がお手伝いしていきます。

じりつ せいかつ 自立した生活とは、

にちじょうせいかつ じりつ • 日常生活の自立

じぶん じぶん けんこう せいかつかんり おこな 自分で自分の健康や生活管理が行える

しゃかい じりつ • 社会生活の自立

ちいきしゃかい いちいん じゅうじつ せいかつ おく 社会とのつながりにより地域社会の一員として充実した生活が送れる

けいざいてきじりつ • 経済的自立

じぶん しゅうにゅう え せいかつ おく 自分で収入を得ることにより生活が送れる

► 地区担当員（ケースワーカー）とは

ちくたんとういん せいかつほ こ りょう かた かか なや もんだい かだい いっしょ かんが かいかつ 地区担当員は、生活保護を利用する方が抱える悩みや問題、課題について、一緒に考え、解決む おてつだ ていきてき じたく ほうもん にろじょうせいかつ ようす けんこうじょうたい に向けてお手伝いをします。また、定期的に自宅を訪問し、日常生活の様子や健康状態などを確認します。

しごと かけい せんもん そうだんいん てつだ また、お仕事や家計のことについても、専門の相談員といっしょにお手伝いします。

► 就労支援

じゅうろうしえんいん いっしょ しごと きが てつだ 就労支援員は、一緒にお仕事を探すお手伝いをしています。また、すぐに仕事をすることが難しい方や不安な万には、就労に向けた準備支援もしています。

► 家計改善支援

じりつ せいかつ む みなお せいかつひ かけいかいぜん 自立した生活に向けて、収支バランスを見直し、生活費をやりくりできるよう、家計改善しえんいん てつだ 支援員がお手伝いをしています。

► 民生委員

みんせいいいん ちいき せいかつ こま かた そうだん そうだんないよう ほか 民生委員は、それぞれの地域で生活に困っている方の相談にのってくれます。相談内容を他のひと はな あんしん そうだん 人に話すことはありませんので、安心してご相談ください。

そうだん れんらくさき 相談・連絡先

せいかつほ ご ないよう ちくたんとういん 生活保護の内容にわからないことがありましたら、地区担当員におたずねください。

ちくたんとういん あなたの地区担当員（ケースワーカー）は、_____です。

ちのしふくしきじむしょ しゃかいふくしき 茅野市福祉事務所（社会福祉課） 電話 0266-72-2101 内線317・318

せいかつ ほ ご けつい つぎ てつづ おこな
生活保護が決定したら次の手続きを行います。

国民健康保険証や福祉医療費受給者証などの返還

国民年金保険料免除申請

自立支援医療記載事項変更および支給認定変更

NHK受信料免除申請

市県民税減免

固定資産税減免

軽自動車税減免（保有が認められた場合のみ）

保育料減免

公営住宅家賃減免

令和8年1月改定

この生活保護のしおりに書かれていることは、生活保護を受けている方々や生活保護を受けようと考えている方々に知っておいていただきたい共通の事項です。

個別の状況に応じてわからないこと、疑問に思ったことはその都度、ケースワーカーにご相談・お尋ねください。

上記内容について生活保護のしおりを活用し、説明を受け、理解しました。

年 月 日

し 氏名